

学 則

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「夢と大慈大悲」と教育理念「知育と人間性を育む」に則り、リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを目的とする。

(自己評価)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 前項の自己評価の結果について、学外者による検証を行うように努める。

3 本学は、教育研究活動等の状況について、自己評価及び第三者評価等の結果を、刊行物・広報物、ホームページ等において、情報提供するものとする。

4 前項の自己評価の方法等については、別に定める。

第 2 章 学部・学科等及び修業年限

(学部・学科の教育研究上の目的等)

第 3 条 本学に、リハビリテーション学部リハビリテーション学科を置き、第 1 条に規定する本学の目的を学部及び学科の教育研究上の目的とする。

2 学科に属する専攻の種類、修業年限、入学定員、収容定員、並びに教育研究上の目的は次のとおりとする。

専攻	修業年限	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
理学療法学専攻	4年	60名	240名	科学的根拠に基づいた運動療法及び物理療法により身体機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。
作業療法学専攻	4年	60名	240名	科学的根拠に基づいた種々の活動により心身機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。
言語聴覚学専攻	4年	40名	160名	ことばや聞こえ、飲み込みの機能の維持・改善を図り、また人間性の回復を支援し、他の専門職域とも連携したチーム医療のできる人材を育成する。

(在学年限)

第4条 学生は、前項の規定に定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(大学院)

第4条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第5条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 創立記念日 11月7日

(4) 季節休業日

- ① 夏季 8月12日から9月30日まで
- ② 冬季 12月23日から1月7日まで
- ③ 春季 3月17日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず学長が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。
- 3 学長は特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第4章 教育課程・単位及び卒業認定

(教育課程及び履修方法)

- 第7条 教育課程は本学の教育上の目的を達成するため、基礎分野、専門基礎分野および専門分野の綿密な連携を図るとともに知識を体系的かつ効果的に教授できるように編成するものとする。学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、別表1のとおりとし、入学年度の教育課程を適用する。ただし、本学が十分な教育効果をあげることができるかと認められる場合は、この限りではない。
- 2 臨床教育の実習に関する授業科目を履修するに当たっては、要件を別に定める。

(単位の計算方法)

- 第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
 - 3 1単位の計算基礎となる授業時間については、教授会に諮り、学長が定める。

(一年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(始業及び終業)

第10条 本学の始業時刻は9時、終業時刻は17時50分とする。ただし、実習の時間については別に定める。

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、試験の成績、臨床教育実習の評価並びに出席状況等を勘案して行う。

(試験)

第12条 授業科目を履修した者に対し、各学期末に試験を行う。また、最終学年の終わりに卒業試験を行うことがある。

2 試験の成績は、各科目100点満点とし、60点以上を合格点とする。

3 合格点に満たない科目については、再試験を行うことがある。

4 試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者には、追試験を許可することがある。

(単位の認定)

第13条 前条第1項に定める試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

2 臨床における各種実習の出席時間数が所定の時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の受験を認めない。

3 授業科目の出席時間数が所定の時間数の4分の3に満たない者については、当該科目の受験を認めない。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条の2 専修学校の専門課程、短期大学又は大学を卒業又は中途退学の上、入学した者の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、第22条の規定により入学を許可された場合を除き、本学において履修したのものとして単位を認定することができる。

2 前項及び第22条の規定により入学を許可された者の入学前に修得した単位の認定については別に定める。

(卒業)

第 14 条 学長は、第 3 条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、単位を取得した者に対し、教授会に諮り、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定された者に対し、別記様式の卒業証書を授与する。また、取得できる資格は次のとおりとする。

理学療法学専攻にあつては、理学療法士国家試験受験資格

作業療法学専攻にあつては、作業療法士国家試験受験資格

言語聴覚学専攻にあつては、言語聴覚士国家試験受験資格

3 学長は、卒業を認定された者に対して学士（リハビリテーション学）の称号を授与する。

第 5 章 入学・休学・復学・退学等及び賞罰

(入学資格)

第 15 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の課程を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本学が、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学時期)

第 16 条 入学時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第 17 条 本学に入学しようとする者は、本学所定の入学願書に必要事項を記載し、第 26 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(入学者の選考)

第 18 条 前条の手續を終了した者に対し，入学選抜試験を行い，入学者を決定する。

2 手續きを満了しない者は，入学許可を取り消す。

(入学手續)

第 19 条 本学に入学者を許可された者は，誓約書を第 26 条に定める入学金を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(休学・復学)

第 20 条 学生は，病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月以上就学できない場合は，診断書又はその理由書を添えて休学願を提出し，学長の許可を受けなければならない。

2 学長は，病気その他の理由により就学することが不相当と認められた者に対し，期間を指定して休学を命ずることができる。

3 休学期間は，1 年以内とする。また，特別の理由がある場合であっても，引き続き 2 年を超えることはできない。

4 休学期間は，通算して 4 年を超えることはできない。

5 休学期間は，在学期間に算入しない。

6 復学しようとする者は，復学願を提出し，学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は，退学願を提出し，学長の許可を受けなければならない。

(編入学)

第 22 条 編入学を志望する者があるときは，学長は，定員に欠員のある場合に限り，教授会に諮り，相当年次に編入学を許可することができる。

2 編入学実施に関して，必要な事項は別に定める。

(転専攻)

第 22 条の 2 転専攻を志望する者があるときは，学長は，定員に欠員のある場合に限り，教授会に諮り，相当年次に転専攻を許可することができる。

2 転専攻実施に関して，必要な事項は別に定める。

(除籍・復籍)

第 23 条 学長は、学生が次の各号に該当したときは、教授会に諮り、これを除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第 4 条に規定する在学年限に達した者
- (3) 休学期間が満了しても復学願を提出しない者
- (4) 授業料等を納期までに納付せず、督促してもなお、相当の期間滞納した者

2 前項第 4 号の規定により除籍となった者から、復籍料及び未納の授業料を添えて復籍の願い出があったときは、除籍された日から 2 年以内に関り、教授会に諮って、復籍を認めることがある。

(褒賞)

第 24 条 学長は、学生として褒賞に値する行為があった者を、教授会に諮り、表彰することができる。

(懲戒)

第 25 条 学長は、教育上必要と認めるときは、教授会に諮り、学生に懲戒の処分をすることができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 学生の行った非違行為を文書又は口頭により注意することをいう
- (2) 停学 一定の期間学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう
- (3) 退学 大阪河崎リハビリテーション大学の学生としての身分を喪失させることをいうこの場合、再入学は認めない

3 懲戒に関して、必要な事項は別に定める。

第 6 章 入学金・授業料等

(納付金)

第 26 条 本学の入学金および授業料等は、別表 2 のとおりとし、入学年度の金額とする。

2 前項に定める納付金のほか、修学に必要な各種手数料については、別に定める。

(納入義務)

第 27 条 入学又は編入学を志願するものは、入学検定料を指定期日までに納入しなければならない。

2 入学又は編入学の選考に合格した者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。

3 学生は、授業料，実習費，施設・設備充実費，その他定められた諸経費を指定期日までに納入しなければならない。

(授業料等の特例)

第 28 条 学長は、経済的理由等により授業料，実習費，施設・設備充実費，その他定められた諸経費を納入することが困難あるいは必要がないと認められる者に対して、特例を認めることができる。

(休学者又は停学者の授業料等)

第 29 条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、前期または後期の途中で休学，または復学する場合は、休学または復学の日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料，実習費，施設・設備充実費その他定められた諸経費は、納入しなければならない。

(納付金の返還)

第 30 条 既納の入学金，入学検定料及び授業料等は、特別の理由があると認められる場合を除き返還しない。

(健康診断)

第 31 条 健康診断は、毎年 1 回，別に定めるところにより実施する。

第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

第 32 条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長

- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 認知予備力研究センター長
- (7) 教授
- (8) 准教授
- (9) 講師
- (10) 助教及び助手
- (11) 研究員
- (12) 事務職員

2 前項のほか，技術職員その他の必要な職員を置くことができる。

(事務局及び学生部)

第 33 条 本学に事務局及び学生部を置く。

2 事務局及び学生部の組織及び運営に関する，必要な事項は別に定める。

(名誉教授)

第 34 条 本学において学長，学部長，教授，准教授又は講師として多年勤務した者でかつ，教育上又は学術上特に功績のあった者に対し，名誉教授の称号を与えることができる。

2 名誉教授に関し，必要な事項は別に定める。

(客員教授等)

第 35 条 本学の教育及び学術研究の充実発展に寄与すると認められた者に対し，客員教授，客員准教授及び客員講師（以下「客員教授等」という。）の称号を与えることができる。

2 客員教授等に関し，必要な事項は別に定める。

(臨床教授等)

第 35 条の 2 本学の臨床教育及び研究等の充実を図るため，臨床教育等に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対し，臨床教授，臨床准教授及び臨床講師（以下「臨床教授等」という。）の称号を与えることができる。

2 臨床教授等に関し，必要な事項は別に定める。

(教授会の設置等)

第 36 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授を持って組織する。
- 3 学長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学長は、准教授その他の職員を必要に応じ、教授会に加えることができる。

(協議事項)

第 37 条 教授会は次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学，卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - (4) 教育課程及び履修に関すること
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について協議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとし、別に定める。

(委員会)

第 38 条 本学の運営に関する連絡調整，企画協議等にあたるため，学内に各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会に関し，必要な事項は，別に定める。

(付属図書館)

第 39 条 本学に付属図書館を置く。

- 2 付属図書館に関する規定は，別に定める。

(認知予備力研究センター)

第 39 条の 2 本学に認知予備力研究センターを置く。

- 2 認知予備力研究センターに関する規定は，別に定める。

(寄付講座)

第 39 条の 3 本学に寄付講座を置くことができる。

2 寄付講座に関する規定は、別に定める。

第 8 章 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講生，研修生及び外国人留学生

（研究生）

第 40 条 学長は、本学において専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

（科目等履修生）

第 41 条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することができる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

（聴講生）

第 41 条の 2 学長は、本学において開講する 1 又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することができる者は、大学又は短期大学を卒業した者で、当該授業科目を履修するに十分な学力があると学長が認めた者とする。

3 学長は、聴講生に対し、単位の認定は行わない。

（特別聴講生）

第 42 条 学長は、他の大学又は短期大学の在 student で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

(研修生)

第 43 条 学長は、他の大学あるいは機関からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研修生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人であって、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考により、入学を許可することができる。

(研究生等の規程)

第 45 条 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講生，研修生及び外国人留学生に係る入学，履修方法その他必要な事項は，別に定める。

第 9 章 公開講座

第 46 条 本学は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第 10 章 改正及び細則

(改正)

第 47 条 本学則の改正は、教授会に諮り、学長が決定する。

(細則)

第 48 条 本学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定については、平成 26 年 11 月 4 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 23 条第 2 項の規定は、平成 28 年 3 月 31 日以後に除籍になった者から適用する。

附 則

この学則は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 3 月 31 日現在，在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学又は復籍する者に対する別表 1 の適用については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 授業科目，単位数及び年次配当等

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻（1/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
基礎分野	人文学系	心理学	1	2		[必修] 13単位 + [選択] 5単位以上	
		日本語表現Ⅰ	1	1			
		日本語表現Ⅱ	1	1			
		医療倫理学	1・2・3・4		1		
		教育学Ⅰ	2		2		
		教育学Ⅱ	3		2		
	社会学系	社会学	1・2・3・4		1		
		社会福祉学	1・2・3・4		1		
		コミュニケーション学	1・2・3・4	1			
	自然科学系	情報処理学入門	1	1			
		情報処理学応用	1	1			
		医療統計学	2	1			
		生物学	1	1			
	外国語系	英文法	1	2			
		英文講読	1	1			
		医療英語	2		1		
		英会話Ⅰ	1		1		
		英会話Ⅱ	1		1		
	体育健康系	スポーツ実技 A	1		1		
		スポーツ実技 B	1		1		
		ダンスレクリエーション	3		1		
教養ゼミ	基礎ゼミ	1	1				

理学療法学専攻（2/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門基礎分野 人体の構造と機能及び身体の発達 臨床医学，疾病の原因と治療 とり健康医療福祉の理念	形態・機能学解剖領域Ⅰ	1	2			[必修] 28単位 + [選択] 6単位以上 （ただし，4単位以上は，臨床医学系より選択すること）
	形態・機能学解剖領域Ⅱ	1	2			
	形態・機能学生理領域Ⅰ	1	2			
	形態・機能学生理領域Ⅱ	1	2			
	解剖学実習Ⅰ	1	1			
	解剖学実習Ⅱ	1	1			
	生理学実習	1	1			
	運動学	1	1			
	病理学	1	1			
	発育発達学(含運動発達学)	1	1			
	形態・機能学特論解剖領域	2		1		
	形態・機能学特論生理領域	3		1		
	医学概論	1		1		
	小児科学	2		1		
	内科学Ⅰ	2		1		
	内科学Ⅱ(含老年医学)	2		1		
	精神医学	1		1		
	神経内科学	2		1		
	臨床神経学	2		1		
	整形外科学	2		1		
	整形外科学特論	2			1	
	臨床心理学	1		1		
	一般臨床医学	1		1		
	統合基礎臨床医学	4		1		
	リハビリテーション医学	2			1	
	産業医学	2・3・4			1	
	薬理学特論	2・3・4			1	
	栄養学特論	2・3・4			1	
	画像診断学特論	2・3・4			1	
	救急医学特論	3			1	
	リハビリテーション概論 (含地域リハビリテーション)	1		1		
	社会福祉援助技術論 (含ケースワーク論)	1・2・3・4			1	
	関係法規	4			1	
社会保障制度	1		1			
就労支援学	3		1			
地域包括ケアシステム・リハビリテーション論	3		1			
障害者福祉論	1・2・3・4			1		

理学療法学専攻 (3/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
研究 卒業	研究法	3	1			[必修] 67単位
	卒業研究 卒業論文	3-4 4	3		2	
基礎 理学療法 学	理学療法学概論	1	1			+ [選択] 5単位以上
	基礎運動学	1	1			
	基礎運動学実習	1	1			
	機能運動学Ⅰ	2	1			
	機能運動学Ⅱ	2	1			
	臨床運動学	3	1			
	臨床運動学演習	3	1			
管理 学	理学療法管理学Ⅰ	3	1			
	理学療法管理学Ⅱ	4	1			
評価 学	理学療法計測法	1	1			
	筋骨格系触察法	2	1			
	理学療法評価学Ⅰ	2	1			
	理学療法評価学Ⅱ	2	1			
	理学療法評価学実習Ⅰ 理学療法評価学実習Ⅱ	2 2	1 1			
専門 分野	統合理学療法学	4	1			
	物理療法学	2	1			
	物理療法学実習	2	1			
	運動療法学総論	1	1			
	運動療法学実習	2	1			
	日常生活活動学	2	1			
	日常生活活動学実習	2	1			
	義肢装具学	2	1			
	義肢装具学実習	2	1			
	神経系理学療法学	3	2			
	神経系理学療法学実習	3	2			
	運動器系理学療法学	2	1			
	運動器系理学療法学実習	3	2			
	内部障害理学療法学	3	1			
	内部障害理学療法学実習	3	1			
	理学療法技術論	4	1			
	理学療法学PBL	4	1			
	精神科理学療法学	4		1		
	産業理学療法学	4		1		
	スポーツリハビリテーション概論	2		1		
	スポーツリハビリテーション実習	3		1		
	園芸療法	2		2		
	ガーデニング	2		2		
園芸論	2		2			
園芸療法実習Ⅰ	3		1			
園芸療法実習Ⅱ	3		1			

理学療法学専攻（4/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門分野	リハビリテーション 地域・予防医学的	生活環境学	2	2		
		地域理学療法学(含在宅理学療法)	3	1		
		地域支援フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		健康増進・介護予防フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		認知症ケア学	1・2・3・4		1	
		公衆衛生学	1・2・3・4		1	
		アロマセラピー	1・2・3・4		1	
		臨床実習	臨床ゼミⅠ	1	1	
	臨床ゼミⅡ		2	1		
	臨床実習指導Ⅰ		1	1		
	臨床実習指導Ⅱ		2	1		
	臨床実習指導Ⅲ		3	1		
	臨床見学実習		1	1		
	臨床検査・測定実習		2	3		
	臨床総合実習Ⅰ		3	8		
	臨床総合実習Ⅱ	4	8			
卒業要件単位数					124	

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
作業療法学専攻 (1/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
基礎分野	人文学系	心理学	1	2		[必修] 13単位 + [選択] 5単位以上	
		日本語表現Ⅰ	1	1			
		日本語表現Ⅱ	1	1			
		医療倫理学	1・2・3・4		1		
		教育学Ⅰ	2		2		
		教育学Ⅱ	3		2		
	社会学系	社会学	1・2・3・4		1		
		社会福祉学	1・2・3・4		1		
		コミュニケーション学	1・2・3・4	1			
	自然科学系	情報処理学入門	1	1			
		情報処理学応用	1	1			
		医療統計学	2	1			
		生物学	1	1			
	外国語系	英文法	1	2			
		英文講読	1	1			
		医療英語	2		1		
英会話Ⅰ		1		1			
英会話Ⅱ		1		1			
健康体育系	スポーツ実技 A	1		1			
	スポーツ実技 B	1		1			
	ダンスレクリエーション	3		1			
教養ゼミ	基礎ゼミ	1	1				

作業療法学専攻（2/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
人体の構造と機能及び身体の発達 基礎医学， 臨床医学， 疾病の原因と治療 保健医療福祉の理念とリハビリ	形態・機能学解剖領域Ⅰ	1	2			[必修] 28単位 + [選択] 5単位以上 （ただし，4単位以上は，臨床医学系より選択すること）
	形態・機能学解剖領域Ⅱ	1	2			
	形態・機能学生理領域Ⅰ	1	2			
	形態・機能学生理領域Ⅱ	1	2			
	解剖学実習Ⅰ	1	1			
	解剖学実習Ⅱ	1	1			
	生理学実習	1	1			
	運動学	1	1			
	病理学	1	1			
	発育発達学(含運動発達学)	1	1			
	形態・機能学特論解剖領域	2		1		
	形態・機能学特論生理領域	3		1		
	医学概論	1		1		
	小児科学	2		1		
	内科学Ⅰ	2		1		
	内科学Ⅱ(含老年医学)	2		1		
	精神医学	1		1		
	神経内科学	2		1		
	臨床神経学	2		1		
	整形外科学	2		1		
	整形外科学特論	2			1	
	臨床心理学	1		1		
	一般臨床医学	1		1		
	統合基礎臨床医学	4		1		
	リハビリテーション医学	2			1	
	産業医学	2・3・4			1	
	薬理学特論	2・3・4			1	
	栄養学特論	2・3・4			1	
	画像診断学特論	2・3・4			1	
	救急医学特論	3			1	
リハビリテーション概論 (含地域リハビリテーション)	1		1			
社会福祉援助技術論 (含ケースワーク論)	1・2・3・4			1		
関係法規	4			1		
社会保障制度	1		1			
就労支援学	3		1			
地域包括ケアシステム・リハビリテーション論	3		1			
障害者福祉論	1・2・3・4			1		

作業療法学専攻 (3/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門分野	研 卒 業 業	研究法 卒業研究 卒業論文	3 3-4 4	1 3 2		[必修] 68単位 + [選択] 5単位以上 (ただし3単位 以上は作業療 法治療学から 取得すること)
	基 礎 作 業 療 法 学	作業療法学概論 基礎運動学 作業療法運動学 作業療法運動学演習 基礎作業学 基礎作業分析学実習 応用作業分析学実習	1 1 2 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1		
	管 理 学	作業療法管理学Ⅰ 作業療法管理学Ⅱ	3 4	1 1		
	作 業 療 法 評 価 学	作業療法評価学 作業療法評価学実習 身体機能作業療法評価学 身体機能作業療法評価学演習 高次脳機能評価学 精神機能作業療法評価学 精神機能作業療法評価学実習	1 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		
	作 業 療 法 治 療 学	統合作業療法学 身体機能作業療法学Ⅰ 身体機能作業療法学Ⅱ 生活環境・行為学 生活環境・行為分析学 生活環境・行為分析学実習 義肢装具学(含実習) 高次脳機能作業療法学 高齢期作業療法学 内部障害作業療法学 発達過程作業療法学 精神機能作業療法学 精神機能作業療法学実習 応用作業治療学実習 レクリエーション学 作業療法学PBL スポーツリハビリテーション概論 スポーツリハビリテーション実習 園芸療法 ガーデニング 園芸論 園芸療法実習Ⅰ 園芸療法実習Ⅱ	4 3 3 2 2 3 3 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 4 2 3 2 2 2 3 3	1 2 2 2 1 1 1	1 2 2 1 1	

作業療法学専攻（4/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門分野	リハビリテーション 地域・予防医学的	生活環境学	2	2		
		地域作業療法学	3	1		
		地域作業療法学演習	3	1		
		地域支援フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		健康増進・介護予防フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		認知症ケア学	1・2・3・4		1	
		公衆衛生学	1・2・3・4		1	
		アロマセラピー	1・2・3・4		1	
	臨床実習	臨床ゼミⅠ	1	1		
		臨床ゼミⅡ	2	1		
		臨床実習指導Ⅰ	1	1		
		臨床実習指導Ⅱ	2	1		
		臨床実習指導Ⅲ	3	1		
		臨床見学実習	1	1		
		臨床検査・測定実習	2	3		
		臨床総合実習Ⅰ	3	10		
		臨床総合実習Ⅱ	4	9		
卒業要件単位数						124

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
言語聴覚学専攻 (1/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
基礎分野	人文科学系	心理学	1	2		[必修] 16単位 + [選択] 2単位以上	
		日本語表現Ⅰ	1	1			
		日本語表現Ⅱ	1	1			
		医療倫理学	1・2・3・4	1			
		教育学Ⅰ	2		2		
		教育学Ⅱ	3		2		
	社会科学系	社会学	1・2・3・4		1		
		社会福祉学	1・2・3・4	1			
		コミュニケーション学	1・2・3・4	1			
	自然科学系	情報処理学入門	1	1			
		情報処理学応用	1	1			
		医療統計学	2	1			
		生物学	1	1			
	外国語系	英文法	1	2			
		英文講読	1	1			
		医療英語	2		1		
		英会話Ⅰ	1		1		
		英会話Ⅱ	1		1		
	体育健康系	スポーツ実技 A	1	1			
		スポーツ実技 B	1		1		
		ダンスレクリエーション	3		1		
教養	基礎ゼミ	1	1				

言語聴覚学専攻 (2/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門基礎分野	基礎医学	解剖学Ⅰ	1	1		[必修] 39単位 + [選択] 4単位以上
	解剖学Ⅱ	1	1			
	生理学	1	1			
	医学概論	1	1			
	病理学	1	1			
	発育発達学(含運動発達学)	1		1		
	解剖学実習	2		1		
	運動学	1		1		
	臨床医学および歯科学	リハビリテーション医学	2	1		
	小児科学	2	1			
	内科学(含老年医学)	2	1			
	精神医学	1	1			
	耳鼻咽喉科学	2	1			
	臨床歯科学	2	1			
	口腔外科学	2	1			
	形成外科学	3	1			
	神経内科学	2	1			
	臨床神経学	2	1			
	一般臨床医学	1	1			
	統合基礎臨床医学	4	1			
	産業医学	2・3・4		1		
	薬理学特論	2・3・4		1		
	栄養学特論	2・3・4		1		
	画像診断学特論	2・3・4		1		
	救急医学特論	3	1			
	保健医療福祉とリハビリの理念	リハビリテーション概論 (含地域リハビリテーション)	1	1		
	関係法規	4	1			
社会保障制度	1	1				
地域包括ケアシステム・リハビリテーション論	3	1				
社会福祉援助技術論 (含ケースワーク論)	1・2・3・4		1			
障害者福祉論	1・2・3・4		1			
就労支援学	3	1				
園芸療法	2		2			
ガーデニング	2		2			
園芸論	2		2			
園芸療法実習Ⅰ	3		1			
園芸療法実習Ⅱ	3		1			

言語聴覚学専攻 (3/4)

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門基礎分野	心理学	学習・認知心理学	1	2			
		生涯発達心理学	2	2			
		臨床心理学Ⅰ	2	1			
		臨床心理学Ⅱ	3	1			
		心理測定法	3	1			
	音声言語聴覚 医学	音声学	1	2			
		言語学	2	2			
		音響学(含演習)	3	1			
		言語発達学	2	1			
		聴覚心理学	2	1			
		音声言語聴覚医学Ⅰ(呼吸)	2	1			
		音声言語聴覚医学Ⅱ(聴覚)	2	1			
	専門分野	研究卒業	研究法	3	1		[必修] 59単位 + [選択] 4単位以上
			卒業研究	3-4	3		
卒業論文			4		2		
障害学総論		言語聴覚障害概論Ⅰ	1	1			
		言語聴覚障害概論Ⅱ	1	1			
		言語聴覚障害診断学	3	1			
		言語聴覚障害学総論	4	1			
		統合言語聴覚学	4	1			
法管理学		言語聴覚療法管理学	4	1			
能高次脳機 障害学		失語・高次脳機能障害学Ⅰ	2	2			
		失語・高次脳機能障害学Ⅱ	3	2			
		失語・高次脳機能障害学Ⅲ	3	2			
達言語発 障害		言語発達障害学Ⅰ	2	1			
		言語発達障害学Ⅱ	2	2			
		言語発達障害治療学Ⅰ(含演習)	3	1			
		言語発達障害治療学Ⅱ(含演習)	3	2			
嚙下発声 障害		音声障害学(含演習)	3	1			
		成人系発話障害学Ⅰ	3	2			
		摂食嚙下障害学(含演習)	3	2			
		小児系発話障害学Ⅰ	3	1			
		成人系発話障害学Ⅱ	3	1			
	小児系発話障害学Ⅱ	3	1				
	流暢性障害学	3	1				

言語聴覚学専攻（4/4）

分野	授業科目の名称	配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門分野	聴覚障害	聴覚検査法（含演習）	1	1		
		聴覚障害のコミュニケーション学	2	1		
		小児聴覚障害診断学	2	1		
		成人聴覚障害診断学	2	1		
		補聴器・人工内耳（含演習）	3	1		
		聴覚障害治療学Ⅰ（含演習）	3	1		
		聴覚障害治療学Ⅱ（含演習）	3	1		
		視覚聴覚二重障害学（含演習）	3	1		
	リハビリテーション学的	生活環境学	2		2	
		地域言語聴覚学	3	1		
		地域支援フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		健康増進・介護予防フィールドワーク	1・2・3・4		1	
		スポーツリハビリテーション概論	2		1	
		スポーツリハビリテーション実習	3		1	
		認知症ケア学	1・2・3・4		1	
		公衆衛生学	1・2・3・4		1	
		アロマセラピー	1・2・3・4		1	
	臨床実習	臨床ゼミⅠ	1	1		
		臨床ゼミⅡ	2	1		
		臨床実習指導Ⅰ	1	1		
		臨床実習指導Ⅱ	2	1		
		臨床実習指導Ⅲ	3	1		
		臨床実習概論（含演習）	1	1		
		臨床基礎実習	2	1		
臨床評価実習		3	4			
臨床総合実習		4	8			
卒業要件単位数					124	

別表 2 納付金

入学検定料 (単位 円)

各専攻共通	本学が独自に実施する試験	30,000
	大学入学共通テストの成績を利用する試験	10,000
	編入学試験	10,000

入学金 (単位 円)

各専攻共通	280,000
-------	---------

ただし、編入学試験による場合は半額とする。

授業料等(年額) (単位 円)

	授業料	実習費	施設・設備充実費
各専攻共通	1,150,000	170,000	250,000

大学院学則

(令和4年4月1日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学部における広い教養並びに専門教育の上に、リハビリテーション関連領域の高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第 2 条 本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 前項の自己評価の結果について、学外者による検証を行うように努める。

3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、自己評価及び第三者評価等の結果を、刊行物・広報物、ホームページ等において、情報提供するものとする。

4 前項の自己評価の方法等については、別に定める。

第 2 章 組織及び収容定員

(本大学院の課程並びに研究科及び専攻課程)

第 3 条 本大学院の課程は修士課程とし、次の研究科及び専攻を置く。

リハビリテーション研究科 リハビリテーション学専攻

(収容定員)

第 4 条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
リハビリテーション研究科・リハビリテーション学専攻	8名	16名	リハビリテーション関連領域の現状と課題，将来への展望を適切にとらえ，特に，リハビリテーション学において高い専門性と優れた実践力を持ち，かつ豊かな人間性と多職種との連携協働力を備え，リハビリテーション学及び関連領域における研究・教育・臨床実践の発展に寄与することのできる指導的人材を育成する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本大学院に置く修士課程の修業年限は，2年とする。

2 研究科は，学生が職業を有している等の事情により，前項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，学長の承認を得て，その計画的な履修を認めることができる。

3 本大学院には，休学期間を除いて4年を超えて在学することができない。ただし，前項の規定により，長期にわたる教育課程の履修を認められた者であっても，6年を超えて在学することができないものとする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期・休業日)

第6条 学年，学期，休業日は，大阪河崎リハビリテーション大学学則(以下「大学学則」という。)第5条及び第6条の規定を準用する。

第 4 章 教育課程・履修方法等

(教育方法)

第 7 条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

(授業科目)

第 8 条 研究科が設置する授業科目，単位数及び履修方法等については，別表第 1 に定める。

(履修単位)

第 9 条 研究科の学生は，所定の期間に授業科目のうち 32 単位以上履修しなければならない。

(単位の基準)

第 10 条 授業科目の単位は，次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義及び演習については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 特別研究については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の認定)

第 11 条 授業科目の単位認定は，試験の成績又は研究の報告などにより科目担当者が行い，合格した科目については所定の単位を与える。

2 各授業科目の試験の成績は，100 点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B 及び C を合格、F を不合格とする。

S (90 点以上)

A (80 点以上 90 点未満)

B (70 点以上 80 点未満)

C (60 点以上 70 点未満)

F (60 点未満)

(他大学大学院における授業科目の履修等)

第12条 学長は、教育上有益と認めるときには、他の大学院との協議に基づき学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位の内、10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前既修単位等の認定)

第13条 学生が本大学院に入学する以前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を学長が教育上有益と認めるときは、10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により認定できる単位数は、前条において本大学院において修得したものと認定する単位数と合わせて10単位を超えないこととする。

第5章 入学・退学・留学及び休学

(入学時期)

第14条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第19条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第155条第1項第3号から第7号までの規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第16条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に所定の入学検定料及び書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学等)

第19条 学長は、本大学院に転入学または再入学することを志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当年次に入学を許可することができる。

2 第1項の規定により転入学または入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留 学)

第 20 条 外国の大学院等で修学することを志願する者は、学長に届け出て留学することができる。

2 前項の規定により留学して修得した単位の取扱いについては学長が定める。

3 第 1 項の規定により留学した期間は、第 4 条に規定する在学期間に算入することができる。

(退 学)

第 21 条 病気その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 22 条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き 2 か月以上修学することができない者は、学長に届け出て休学することができる。

2 疾病を理由とする休学届には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 23 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認める場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 5 条第 3 項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 24 条 休学期間が満了した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

2 休学期間中にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第25条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学長が除籍する。

- (1) 在学の期間、又は休学の期間を超えた者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者
- (4) 死亡した者、又は行方不明となった者

第6章 課程の修了及び学位授与

(修了の要件)

第27条 学長は、本大学院に2年以上在学し、第10条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士課程の修了を認定する。

2 学位を授与するための論文審査、最終試験等の実施に必要な事項については、別に定める。

(学位)

第28条 学長は、前条第1項の規定により修士課程の修了を認定した者に対し、修士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

第 7 章 検定料・入学金・授業料及びその他の費用

(納付金)

第 29 条 検定料，入学金，授業料及びその他の納付金の額は，別表第 2 に定めるとおりとする。

(納入義務)

第 30 条 学生，科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生は，授業料等を別表第 2 に定める期日までに納めなければならない。ただし，特別の事情があると認められる者は，延納を認めることがある。

2 停学，休学及び復学の場合の授業料等と納付した授業料等については，大学学則第 29 条及び第 30 条の規定を準用する。

第 8 章 運営組織

(研究科委員会)

第 31 条 研究科における教育研究上の重要な事項を審議するため，研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は学長，研究科長及び研究科の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず，学長が必要と認めたときは，研究科委員会に，その他の教職員を加えることができる。

4 その他，必要のあるときは，学長は，研究科委員会の構成員以外の者に対して，研究科委員会の会議に出席し，意見を陳述させることができる。

5 学長は，教育研究に関する次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり，研究科委員会の意見を聴くものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 研究科委員会は，前項に規定するもののほか，学長がつかさどる教育研究に関する事項について，意見を述べることができる。
- 7 研究科委員会は，第 5 項に規定するもののほか，学長の指示する事項に対し，速やかに意見を述べなければならない。
- 8 本条に規定するもののほか，研究科委員会に関し必要な事項は，学長が別に定める。

(学長への委任)

第 32 条 この規則に定めるもののほか，本大学院の管理運営に関し必要な事項は，学長が別に定める。

(研究科長)

第 33 条 大学院に研究科長を置くことができる。

2 研究科長は，学長の命を受け，研究科内の教育及び研究に関する校務をつかさどる。

第 9 章 科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生及び 研究生

(科目等履修生)

第 34 条 学長は，本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは，科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生には，単位を与えることができる。

3 科目等履修生の学費は別表第 3 のとおりとする。

4 前 2 項に規定するもののほか，科目等履修生に必要な事項は，別に定める。

(聴講生)

第 35 条 学長は、他の大学院の学生で本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、聴講生として許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、聴講生に必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 36 条 学長は、外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 37 条 学長は、本大学院以外の者で本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、研究生として受け入れることができる。

2 研究生の研究期間は、原則として 1 年以内とする。

3 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、研究生に必要な事項は、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第 38 条 学長は、表彰に値する行為のあったときは、その者を表彰することができる。

2 学生の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 39 条 学長は、この規則その他本大学院の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みのないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生及び保健

(厚生及び保健)

第 40 条 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

(健康診断)

第 41 条 教職員及び学生のため、毎年 1 回以上健康診断を行う。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 授業科目（第8条関係）

科目区分	授業科目名	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目	英語文献講読	1 前	2		共通科目から6科目12単位を必修	
	医学英語特論	1 前	2			
	リハビリテーション疫学・統計学特論	1 前	2			
	認知機能・認知予備力特論	1 前	2			
	地域リハビリテーションリーダー論	1 後	2			
	地域支援学特論	1 後	2			
支持科目	認知リハビリテーション学概論	1 前		2	支持科目から8単位以上を選択必修	
	認知リハビリテーション学研究方法論	1 前		2		
	リハビリテーション教育学特論	1 後		2		
	リハビリテーション教育学演習	1 後		2		
	地域社会福祉制度特論	1 前		2		
	地域ケアマネジメント特論	1 前		2		
	心のサイエンスと臨床心理学	1 後		2		
	認知機能解析学	1 後		2		
	運動機能解析学	1 後		2		
	生活行為解析学	1 後		2		
	コミュニケーション解析学	1 後		2		
	園芸療法補完代替医療	1 後		2		
	精神神経解剖学特論	1 前		2		
専門科目	運動機能科学領域	運動機能リハビリテーション学特論	1 前		2	領域を選択し、専門科目から4単位、特別研究8単位を選択必修
		運動機能リハビリテーション学演習	1 後		2	
		運動機能科学特別研究	1～2 通		8	
	生活行為科学領域	生活行為リハビリテーション学特論	1 前		2	
		生活行為リハビリテーション学演習	1 後		2	
		生活行為科学特別研究	1～2 通		8	
	コミュニケーション	コミュニケーションリハビリテーション学特論	1 前		2	

科学領域	コミュニケーションリハビリテーション学演習	1 後		2
	コミュニケーション科学特別研究	1～2 通		8

別表第 2 学生納付金（第 29 条・第 30 条関係）

項目	金額	備考
入学検定料	30,000 円	入学検定時のみ
入学金	300,000 円	入学時のみ
授業料	600,000 円	前後期分納
教育充実費	145,000 円	年額
納入期日	前期 4 月 26 日 後期 10 月 26 日 （納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とする）	

別表第 3 科目等履修生納付金（第 34 条関係）

項目	金額	備考
登録料	20,000 円	更新の場合は不要
授業料	20,000 円	1 単位につき

研究科委員会規程

(令和4年4月1日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学大学院

大阪河崎リハビリテーション大学大学院 研究科委員会規程

(組織)

第1条 大阪河崎リハビリテーション大学大学院研究科委員会(以下「委員会」という。)は、学長、研究科長及び本学専任の研究科教授をもって構成する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する以下の事項について、委員会の意見を聴くことを必要とする。

(1) 教員の人事に関すること。

(2) 学生の退学、休学、復学、留学、転学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。

(3) 大学院学則その他学内諸規定に関すること

(4) 教育課程及び履修に関すること。

(5) 教育研究活動等の状況についての評価に関すること。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について協議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集等)

第3条 委員会は、学長がこれを招集しその議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した教授がその職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、他の規程等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員以外の者の出席)

第 5 条 学長又は委員会が必要と認めるときは、学長は、役員又は准教授その他の職員を必要に応じ、委員会に加えることができる。

(議事録)

第 6 条 委員会は、議事録を作成し、議長のほか、出席の教授のうち 2 名が署名押印し、これを保存しなければならない。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、庶務係が行う。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、委員会に諮り、学長が行う。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会に諮り、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。